平成２８年（へ）第５号
横浜市瀬谷区卸本町9279番地11
申立人　株式会社マイプレシャス
代表者代表取締役　藏野　正嗣
権利を争う旨の申述の終期　平成28年９月14日
平成28年６月１日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＴＢ69029
金額　281,152円
支払人　松和産業株式会社
支払期日　平成28年３月25日
支払地　福岡市
支払場所　福岡銀行筑紫通支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　白地
引受人　松和産業株式会社　代表取締役　松崎　公一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第９３号
北海道北見市光西町195番地56
申立人　原田　　哲
本籍北海道北見市光西町195番地、最後の住所北海道北見市光西町195番地
不在者　原田　一郎
昭和45年６月19日生
届出期間満了日　平成28年10月３日
釧路家庭裁判所北見支部

平成２８年（家）第５４号
愛知県名古屋市西区又穂町２丁目１番地又穂団地２棟356号
申立人　夏目　典明
本籍三重県尾鷲市中井町22番地、最後の住所三重県尾鷲市光ヶ丘７番24号
不在者　夏目　和成
昭和18年８月13日生
届出期間満了日　平成28年12月22日
津家庭裁判所尾鷲出張所

平成２８年（家）第３８号
滋賀県彦根市三津町729番地
申立人　増居　力弥
本籍滋賀県彦根市三津町729番地、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳
不在者　増居弥太郎
明治21年６月28日生
届出期間満了日　平成28年10月３日
大津家庭裁判所彦根支部

平成２８年（家）第１２８号
北九州市八幡東区日の出１丁目７番13号
申立人　尾形布美佳
本籍北九州市八幡東区白川町６番、最後の住所北九州市八幡東区山王２丁目３番５号
不在者　山本　妙子
昭和35年１月10日生
届出期間満了日　平成28年10月７日
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２８年（家）第３３号
仙台市青葉区小田原８丁目10番20―307号
申立人　村上　綾香
本籍宮城県白石市大平中目字館前59番地１、最後の住所宮城県白石市大平中目字舘前59番地１
不在者　村上　　修
昭和27年１月２日生
届出期間満了日　平成28年９月30日
仙台家庭裁判所大河原支部

失 踪 宣 告

平成２７年（家）第５１９２号
本籍大阪府大阪市北区本庄東１丁目35番地、最後の住所大阪府守口市八雲東町２丁目54番13号
不在者　池　　満
昭和33年５月29日生
平成28年６月３日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第１２２８号
本籍福岡県柳川市大字旭町82番地、最後の住所福岡県柳川市大字旭町82番地
不在者　久冨茂登造
明治16年１月７日生
平成28年６月３日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第５２３号
本籍山口県周南市大字富田1464番地、最後の住所アラブ連合共和国（７カイリ　ストリート　コブリ　エルコバ　カイロ　エジプト）
不在者　兼安ユリ子
大正11年１月１日生
平成28年５月31日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所周南支部裁判所書記官

平成２７年（家）第２０１号
本籍香川県高松市西山崎町1404番地、最後の住所香川県高松市錦町２丁目４番25―209号
不在者　竹内　千佳
昭和22年７月26日生
平成28年６月２日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第１５７号
本籍香川県丸亀市飯山町真時433番地、最後の住所香川県丸亀市飯山町真時433番地
不在者　松岡　佳子
昭和13年３月27日生
平成28年６月３日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所丸亀支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２８年（家）第１２４３号
本籍福島県二本松市田沢字明生内53番地、住所東京都足立区六木３―20―12
申立人（失踪者）　菅野　和一
昭和34年９月25日生
平成28年６月７日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第５７２号
本籍徳島県徳島市八万町下福万175番地の１、住所大阪市東淀川区菅原１丁目15―11サンスリーハイツ202
申立人（失踪者）　桑原　夏雄
昭和20年８月23日生
平成28年６月４日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

平成２７年（へ）第４号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
大阪府四條畷市大字清瀧65番地の４
申立人　髙橋　　信
権利の届出の終期　平成28年５月31日
平成28年６月２日　周南簡易裁判所
（別紙）　目　録
１(1)土地　光市光井２丁目23番地５
宅地　257.55平方メートル
(2)登記年月日番号　山口地方法務局周南支局昭和５年７月15日受付第1396号
(3)登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　昭和５年７月15日特約
期間　昭和10年６月末日まで
買戻権者　熊毛郡光井村252番屋敷　髙橋　正輔
２(1)土地　光市光井３丁目2199番地
畑　743平方メートル
(2)登記年月日番号　山口地方法務局周南支局昭和５年７月15日受付第1396号
(3)登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　昭和５年７月15日特約
期間　昭和10年６月末日まで
買戻権者　熊毛郡光井村252番屋敷　髙橋　正輔

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１２７号
静岡県三島市本町12番２号
債務者　有限会社クリタ
代表者取締役　栗田和代子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内海　雅秀
４　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係